

資料編

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,723	2,518	貯金	2,349,603	2,350,013
預け金	1,418,064	1,310,348	当座貯金	40,732	35,484
系統預け金	1,417,822	1,309,986	普通貯金	6,936	6,587
系統外預け金	241	361	通知貯金	2,621	2,900
金銭の信託	33,380	57,375	別段貯金	48	91
有価証券	810,411	881,153	定期貯金	2,299,264	2,304,951
国債	417,359	411,662	譲渡性貯金	-	10,000
地方債	25,923	18,994	借入金	104,404	99,204
社債	162,454	141,999	代理業務勘定	0	0
外国証券	47,652	129,792	その他負債	4,684	1,722
株式	11,369	12,092	貸付留保金	80	-
受益証券	145,651	166,611	未払法人税等	53	136
貸出金	236,599	230,521	貯金利子諸税その他	14	12
手形貸付	109	47	従業員預り金	297	285
証書貸付	172,646	172,185	仮受金	130	179
当座貸越	13,000	11,657	その他の負債	35	144
金融機関貸付	50,842	46,630	約定取引未決済借	3,000	-
その他資産	3,988	4,000	未払費用	977	958
差入保証金	1	-	前受収益	4	4
仮払金	45	1	未決済為替借	90	2
未収金	644	705	引当金	8,172	8,057
その他の資産	1,088	1,053	相互援助積立金	6,907	6,907
未収収益	1,742	2,226	賞与引当金	64	64
前払費用	8	8	退職給付引当金	1,001	889
約定取引未決済貸	449	-	役員退職慰労引当金	42	56
未決済為替貸	6	4	特例業務負担金引当金	156	139
有形固定資産	1,060	1,043	繰延税金負債	3,529	-
建物	597	578	債務保証	515	487
土地	427	427	負債の部合計	2,470,909	2,469,485
リース資産	-	-	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	35	37	出資金	46,173	46,173
無形固定資産	2	2	(うち後配出資金)	(21,079)	(21,079)
その他の無形固定資産	2	2	再評価積立金	15	15
外部出資	90,052	89,548	利益剰余金	68,601	70,337
系統出資	87,699	87,702	利益準備金	30,925	31,593
系統外出資	946	1,846	その他利益剰余金	37,676	38,744
子会社等出資	1,407	-	経営基盤安定化積立金	2,500	2,500
繰延税金資産	-	3,109	特別積立金	25,852	26,052
債務保証見返	515	487	当期末処分剰余金	9,324	10,192
貸倒引当金	△1,286	△716	(うち当期剰余金)	(3,335)	(4,129)
資産の部合計	2,596,510	2,579,392	会員資本合計	114,790	116,526
			その他有価証券評価差額金	10,810	△6,619
			評価・換算差額等合計	10,810	△6,619
			純資産の部合計	125,600	109,906
			負債及び純資産の部合計	2,596,510	2,579,392

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (自令和3年4月 1日 至令和4年3月31日)	令和4年度 (自令和4年4月 1日 至令和5年3月31日)
経 常 収 益	18,629	19,660
資 金 運 用 収 益	15,891	15,470
貸 出 金 利 息	1,637	1,565
預 け 金 利 息	36	26
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,925	6,798
そ の 他 受 入 利 息	8,291	7,079
(うち受取奨励金)	(7,191)	(6,331)
(うち受取特別配当金)	(1,093)	(741)
役 務 取 引 等 収 益	237	233
受 入 為 替 手 数 料	24	24
そ の 他 の 受 入 手 数 料	212	209
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0	0
そ の 他 事 業 収 益	1,388	1,308
受 取 助 成 金	—	6
国 債 等 債 券 売 却 益	107	20
受 取 出 資 配 当 金	1,281	1,281
そ の 他 経 常 収 益	1,112	2,648
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	522	552
償 却 債 権 取 立 益	2	2
株 式 等 売 却 益	0	407
金 銭 の 信 託 運 用 益	514	1,604
そ の 他 の 経 常 収 益	72	81
経 常 費 用	15,110	15,402
資 金 調 達 費 用	11,635	11,055
貯 蓄 金 利 息	57	53
譲 渡 性 貯 蓄 金 利 息	—	0
借 用 金 利 息	450	450
そ の 他 支 払 利 息	11,128	10,551
(うち支払奨励金)	(11,125)	(10,549)
役 務 取 引 等 費 用	146	168
支 払 為 替 手 数 料	3	3
そ の 他 の 支 払 手 数 料	143	164
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	496	1,499
国 債 等 債 券 売 却 損	496	1,499
経 費	2,722	2,603
人 件 費	1,417	1,425
物 件 費	1,208	1,081
税	96	96
そ の 他 経 常 費 用	109	75
株 式 等 売 却 損	74	43
株 式 等 償 却	33	32
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	3,518	4,257
特 別 利 益	0	294
固 定 資 産 処 分 益	0	0
子 会 社 等 出 資 売 却 益	—	294
特 別 損 失	0	1
固 定 資 産 処 分 損	0	1
税 引 前 当 期 利 益	3,518	4,550
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	147	394
法 人 税 等 調 整 額	35	27
法 人 税 等 合 計	182	421
当 期 剰 余 金	3,335	4,129
当 期 首 繰 越 剰 余 金	5,988	6,063
当 期 末 処 分 剰 余 金	9,324	10,192

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 (自令和3年4月 1日 至令和4年3月31日)	令和4年度 (自令和4年4月 1日 至令和5年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,518	4,550
減価償却費	43	48
貸倒引当金の増減(△は減少)	△ 564	△ 570
退職給付引当金の増減(△は減少)	16	△ 111
その他の引当金・積立金の増減(△は減少)	△ 2	△ 2
資金運用収益	△ 15,891	△ 15,470
資金調達費用	11,635	11,055
有価証券関係損益(△は益)	1,234	1,835
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 514	△ 1,604
固定資産処分損益(△は益)	△ 0	1
貸出金の純増減(△は増加)	6,766	6,078
預け金の純増減(△は増加)	68,000	106,000
貯金の純増減(△は減少)	42,664	10,410
借入金の純増減(△は減少)	6,800	△ 5,200
事業分量配当金の支払額	△ 1,479	△ 1,680
その他	△ 306	△ 125
資金運用による収入	16,470	16,716
資金調達による支出	△ 11,703	△ 11,078
小計	126,687	120,853
法人税等の支払額	△ 272	△ 310
事業活動によるキャッシュ・フロー	126,414	120,542
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 209,081	△ 248,897
有価証券の売却による収入	59,404	107,793
有価証券の償還による収入	47,455	42,886
金銭の信託の増加による支出	△ 13,000	△ 25,003
金銭の信託の減少による収入	3,000	-
固定資産の取得による支出	△ 22	△ 33
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	-	△ 3
外部出資の売却等による収入	513	507
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 111,730	△ 122,750
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 712	△ 712
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 712	△ 712
4 現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)	13,971	△ 2,920
6 現金および現金同等物の期首残高	29,812	43,783
7 現金および現金同等物の期末残高	43,783	40,862

注) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	9,324	10,192
2 剰 余 金 処 分 額	3,260	4,119
(1) 利 益 準 備 金	668	826
(2) 任 意 積 立 金	200	900
特 別 積 立 金	200	900
(3) 出 資 配 当 金	712	712
普通出資に対する配当金	501	501
後配出資に対する配当金	210	210
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,680	1,681
特 別 配 当 金	1,144	1,151
特別措置としての特別配当金	334	329
臨時措置としての特別配当金	201	200
3 次 期 繰 越 剰 余 金	6,063	6,072

注) 1. 普通出資に対する配当率は、年2.00%、後配出資に対する配当率は年1.00%の割合です。
 2. 事業分量配当金の基準は、会員の事業の利用分量に対する配当金の対象となる定期貯金の平均残高(中途解約、貯金担保手形貸付および当座貸越の平均残高を控除する)に対し、次のとおりです。
 令和3年度 ①特別配当金 0.0500% ②特別措置としての特別配当金 0.0146% ③臨時措置としての特別配当金 0.0088%
 令和4年度 ①特別配当金 0.0500% ②特別措置としての特別配当金 0.0143% ③臨時措置としての特別配当金 0.0087%

注記表 (令和3年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
 - ・子会社・子法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
および関連法人等株式
 - ・その他有価証券
時価のあるもの……………原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……原価法（売却原価は移動平均法により算定）なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
 - 建 物：3年～50年
 - そ の 他：3年～20年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、0としています。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「福岡県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 収益認識基準の変更
当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を当年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。
これにより、財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。
なお、当年度の経常利益および税引前当期利益へ与える影響は軽微です。また、期首の利益剰余金に与える影響は軽微です。
- (2) 時価算定基準の変更
当会は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。
これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,286百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度の計算書類に計上した金額

「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,104百万円です。

(2) 為替決済等の取引の担保として預け金等 90,001百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計73,059百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に合計44,845百万円含まれています。

(4) 子会社等に対する金銭債務の総額は、4百万円です。

(5) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	60百万円
危険債権額	905百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	965百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(表示方法の変更)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)

(6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。

これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。

なお、残高はありません。

(7) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、78,659百万円です。

(8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金24,242百万円が含まれています。

(9) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,004百万円が含まれています。

5 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額	100百万円
うち事業取引高	100百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	160百万円
うち事業取引高	160百万円

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、福岡県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、4.9%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は指定金外信託および特定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託および米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJ Aから借り入れた期限付劣後特約付借入金等です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資営業部のほかリスク審査部（審査管理グループ）により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、リスク審査部（リスク管理グループ）がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査部（リスク管理グループ）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMおよび統合的リスク管理において金利の変動リスクを管理しています。

ALMおよび統合的リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査部（リスク管理グループ）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、企画管理部において、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、系統出資であり、出資先の財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は、リスク審査部（リスク管理グループ）が、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

(d) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で28,282百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,418,064	1,418,075	11
金銭の信託			
その他の金銭の信託	33,380	33,380	—
有価証券			
その他有価証券	810,411	810,411	—
貸出金	236,599		
貸倒引当金	△ 1,284		
貸倒引当金控除後	235,314	236,548	1,233
資産計	2,497,169	2,498,414	1,244
貯 金	2,349,603	2,349,625	22
借入金	104,404	104,404	—
負債計	2,454,007	2,454,029	22

注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c および d と同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日) 第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 90,052百万円

合 計 90,052百万円

注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,418,064百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	35,696百万円	39,598百万円	37,451百万円	36,772百万円	38,846百万円	539,335百万円
貸出金	46,350百万円	45,247百万円	39,111百万円	29,952百万円	18,403百万円	57,462百万円
合計	1,500,110百万円	84,846百万円	76,563百万円	66,724百万円	57,249百万円	596,797百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 6,118百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金24,242百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等71百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	2,349,419百万円	149百万円	34百万円	0百万円	-百万円	-百万円
借入金	11,200百万円	47,404百万円	22,100百万円	23,700百万円	-百万円	-百万円
合計	2,360,619百万円	47,553百万円	22,134百万円	23,700百万円	-百万円	-百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,506百万円	5,111百万円	5,395百万円
	債券	296,236百万円	284,827百万円	11,409百万円
	国債	236,790百万円	226,245百万円	10,544百万円
	地方債	7,816百万円	7,594百万円	222百万円
	社債	43,771百万円	43,205百万円	565百万円
	外国証券	7,858百万円	7,781百万円	77百万円
	受益証券	89,726百万円	79,780百万円	9,945百万円
	小計	396,469百万円	369,719百万円	26,750百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	863百万円	995百万円	△ 132百万円
	債券	357,153百万円	366,121百万円	△ 8,968百万円
	国債	180,569百万円	186,885百万円	△ 6,316百万円
	地方債	18,106百万円	18,639百万円	△ 532百万円
	社債	118,682百万円	119,985百万円	△ 1,302百万円
	外国証券	39,794百万円	40,611百万円	△ 817百万円
	受益証券	55,924百万円	60,510百万円	△ 4,586百万円
	小計	413,941百万円	427,628百万円	△ 13,686百万円
合計	810,411百万円	797,347百万円	13,063百万円	

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債 3,613百万円を差し引いた金額 9,450百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、33百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	93百万円	0百万円	-百万円
債券	38,732百万円	106百万円	496百万円
受益証券	233百万円	-百万円	74百万円
合計	39,059百万円	107百万円	571百万円

8 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	33,380百万円	31,500百万円	1,880百万円	1,885百万円	△ 4百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債520百万円を差し引いた金額1,360百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	984百万円
退職給付費用	93百万円
退職給付の支払額	△ 45百万円
制度への拠出額	△ 31百万円

期末における退職給付引当金 1,001百万円

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	△1,456百万円
退職共済制度	455百万円
退職給付引当金	△1,001百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 93百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15百万円となっています。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、156百万円です。

10 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	149百万円
賞与引当金超過額	17百万円
退職給付引当金超過額	276百万円
相互援助積立金超過額	1,910百万円
特例業務負担金引当金超過額	43百万円
未払支払奨励金	249百万円
有価証券有税償却額	9百万円
未払事業税	8百万円
その他	20百万円
繰延税金資産 小計	2,686百万円
評価性引当額	△ 2,082百万円
繰延税金資産 合計(A)	604百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,133百万円
その他	△ 1百万円
繰延税金負債 合計(B)	△ 4,134百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 3,529百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に増金に算入されない項目	0.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.88%
事業分量配当金	△ 13.20%
住民税均等割等	0.12%
評価性引当額の増減	△ 3.80%
その他	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.19%

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

注記表（令和4年度）

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
 - ・ その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法により、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物：3年～50年
そ の 他：3年～20年
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (7) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「福岡県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。
 - ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計方針の変更に関する事項

当会は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 716百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当年度の計算書類に計上した金額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,133百万円です。

(2) 為替決済等の取引の担保として預け金等92,000百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に65,078百万円含まれています。また、信託契約により信託している有価証券が、国債に71,634百万円含まれています。

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	31百万円
危険債権額	364百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	－百万円
合計額	395百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。

これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。

なお、残高はありません。

(6) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、92,567百万円です。

(7) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金24,242百万円が含まれています。

(8) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,004百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、福岡県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、4.5%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は指定金外信託および特定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託および米国通貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJ Aから借り入れた期限付劣後特約付借入金等です。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資営業部のほかリスク審査部（審査管理グループ）により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、リスク審査部（リスク管理グループ）がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査部（リスク管理グループ）において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMおよび統合的リスク管理において金利の変動リスクを管理しています。

ALMおよび統合的リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査部（リスク管理グループ）において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、企画管理部において、ギャップ分析や金利感応度分析によりモニタリングを行い、「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、系統出資であり、出資先の財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は、リスク審査部（リスク管理グループ）が、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

(d) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で50,149百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,310,348	1,310,215	△ 133
金銭の信託			
その他の金銭の信託	57,375	57,375	—
有価証券			
その他有価証券	881,153	881,153	—
貸出金	230,521		
貸倒引当金	△ 714		
貸倒引当金控除後	229,806	230,423	616
資産計	2,478,684	2,479,167	483
貯 金	2,360,013	2,359,771	△ 242
借入金	99,204	99,204	—
負債計	2,459,217	2,458,975	△ 242

注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,000百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記 c および d と同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 89,548百万円

注) 外部出資については、市場において取引されていない株式や出資金であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,310,348百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	48,611百万円	48,222百万円	43,664百万円	42,634百万円	75,673百万円	560,225百万円
貸出金	57,978百万円	42,765百万円	31,996百万円	21,476百万円	19,387百万円	56,876百万円
合計	1,416,939百万円	90,988百万円	75,661百万円	64,111百万円	95,060百万円	617,101百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)6,389百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約貸出金24,242百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等39百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	2,349,863百万円	112百万円	38百万円	-百万円	-百万円	-百万円
譲渡性貯金	10,000百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
借入金	45,704百万円	21,700百万円	22,600百万円	9,200百万円	-百万円	-百万円
合計	2,405,567百万円	21,812百万円	22,638百万円	9,200百万円	-百万円	-百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,157百万円	4,426百万円	5,731百万円
	債券	218,953百万円	211,670百万円	7,282百万円
	国債	168,089百万円	161,560百万円	6,529百万円
	地方債	1,998百万円	1,899百万円	98百万円
	社債	21,333百万円	21,064百万円	268百万円
	外国証券	27,531百万円	27,145百万円	385百万円
	受益証券	76,412百万円	67,821百万円	8,591百万円
	小計	305,523百万円	283,918百万円	21,605百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,934百万円	2,027百万円	△ 92百万円
	債券	483,495百万円	507,511百万円	△ 24,015百万円
	国債	243,572百万円	259,724百万円	△ 16,151百万円
	地方債	16,996百万円	18,142百万円	△ 1,146百万円
	社債	120,666百万円	124,707百万円	△ 4,041百万円
	外国証券	102,260百万円	104,936百万円	△ 2,675百万円
	受益証券	90,199百万円	97,721百万円	△ 7,522百万円
	小計	575,630百万円	607,260百万円	△ 31,629百万円
合計	881,153百万円	891,178百万円	△ 10,024百万円	

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金資産2,773百万円を加えた金額△7,250百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. その他有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、32百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	188百万円	32百万円	-百万円
債券	45,630百万円	20百万円	1,499百万円
受益証券	14,906百万円	374百万円	43百万円
合計	60,724百万円	427百万円	1,543百万円

7 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	57,375百万円	56,503百万円	872百万円	1,666百万円	△ 794百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債241百万円を差し引いた金額631百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,001百万円
退職給付費用	86百万円
退職給付の支払額	△ 166百万円
制度への拠出額	△ 31百万円
期末における退職給付引当金	889百万円

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,285百万円
退職共済制度	△ 395百万円
退職給付引当金	889百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	86百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15百万円となっています。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、139百万円です。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3百万円
賞与引当金超過額	17百万円
退職給付引当金超過額	246百万円
相互援助積立金超過額	1,910百万円
特例業務負担金引当金超過額	38百万円
未払支払奨励金	244百万円
有価証券有税償却額	18百万円
未払事業税	23百万円
その他有価証券評価差額金	2,532百万円
その他	24百万円
繰延税金資産 小計	5,058百万円
評価性引当額	△ 1,948百万円
繰延税金資産 合計(A)	3,110百万円
繰延税金負債	
その他	△ 1百万円
繰延税金負債 合計(B)	△ 1百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	3,109百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.85%
事業分量配当金	△ 10.21%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	△ 2.95%
その他	0.33%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.26%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されています。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和5年7月1日

福岡県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **桑 野 岳 利**

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利益	経常収益	20,653	19,394	19,254	18,629	19,660
	経常利益	4,298	4,326	3,248	3,518	4,257
	当期剰余金	3,567	3,781	2,705	3,335	4,129
残高	出資金	32,382	46,173	46,173	46,173	46,173
	(出資口数)	(3,238,210)	(4,617,310)	(4,617,310)	(4,617,310)	(4,617,310)
	純資産額	123,603	129,152	133,770	125,600	109,906
	総資産額	2,400,058	2,444,500	2,556,785	2,596,510	2,579,392
	貯金等残高	2,181,512	2,206,567	2,306,938	2,349,603	2,360,013
	預け金残高	1,522,362	1,501,043	1,472,757	1,418,064	1,310,348
	貸出金残高	210,135	219,871	243,365	236,599	230,521
有価証券残高	560,147	609,133	721,778	810,411	881,153	
剰余金配当金額		2,520	2,053	2,192	2,392	2,393
	普通出資配当額	501	501	501	501	501
	後配出資配当額	72	72	210	210	210
	事業分量配当額	1,945	1,479	1,479	1,680	1,681
職員数	162	164	162	158	154	
単体自己資本比率	15.66	16.31	14.94	13.22	12.42	

注) 1. 「貯金等残高」は、貯金と譲渡性貯金の合計額です。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

●利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収支	4,373	4,604	231
資金運用収益	15,891	15,470	△ 420
資金調達費用	11,635	11,055	△ 580
金銭の信託運用見合費用	117	189	71
役員取引等収支	90	65	△ 24
役員取引等収益	237	233	△ 3
役員取引等費用	146	168	21
その他事業収支	891	△ 191	△ 1,082
その他事業収益	1,388	1,308	△ 79
その他事業費用	496	1,499	1,002
事業粗利益	5,355	4,478	△ 876
事業粗利益率	0.22	0.18	△ 0.04

注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 役員取引等収支 = 役員取引等収益 - 役員取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役員取引等収支 + その他事業収支

5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

●事業純益

(単位:百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度	増 減
事 業 純 益	2,633	1,875	△ 758
実 質 事 業 純 益	2,633	1,875	△ 758
コ ア 事 業 純 益	3,022	3,354	331
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	3,614	4,697	1,083

- 注) 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,454,140	15,891	0.65	2,455,121	15,470	0.63
うち預 け 金	1,479,911	8,320	0.56	1,354,678	7,100	0.52
うち有 価 証 券	734,767	5,925	0.81	869,948	6,798	0.78
うち貸 出 金	239,461	1,637	0.68	230,494	1,565	0.68
資 金 調 達 勘 定	2,421,547	11,517	0.48	2,420,742	10,865	0.45
うち貯 金・定 積	2,342,461	11,182	0.48	2,356,392	10,602	0.45
うち譲 渡 性 貯 金	—	—	—	1,180	0	0.00
うち借 用 金	103,473	450	0.43	105,137	450	0.43
資 金 運 用 利 回 り	—	—	0.65	—	—	0.63
資 金 調 達 原 価 率	—	—	0.59	—	—	0.56
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.06	—	—	0.07

- 注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用(貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) ÷ 資金調達勘定平均残高(貯金 + 譲渡性貯金 + 借入金 + その他(貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	3	△ 420
うち預 け 金	201	△ 1,220
うち有 価 証 券	△ 149	872
うち貸 出 金	△ 46	△ 72
支 払 利 息	25	△ 652
うち貯 金・定 積	48	△ 579
うち譲 渡 性 貯 金	△ 0	0
うち借 用 金	—	—
差 引	△ 21	231

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯金に関する指標

●科目別貯金期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流 動 性 貯 金	50,290 (2.1)	44,971 (1.9)	△ 5,319
定 期 性 貯 金	2,299,264 (97.9)	2,304,951 (97.7)	5,687
うち固定自由金利定期貯金	2,299,264 (97.9)	2,304,951 (97.7)	5,687
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	0
そ の 他 の 貯 金	48 (0.0)	91 (0.0)	43
計	2,349,603 (100.0)	2,350,013 (99.6)	411
譲 渡 性 貯 金	－ (－)	10,000 (0.4)	10,000
合 計	2,349,603 (100.0)	2,360,013 (100.0)	10,411

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

●科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流 動 性 貯 金	41,289 (1.8)	39,119 (1.6)	△ 2,170
定 期 性 貯 金	2,300,733 (98.2)	2,316,826 (98.3)	16,093
うち固定自由金利定期貯金	2,300,733 (98.2)	2,316,826 (98.3)	16,093
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 の 貯 金	438 (0.0)	446 (0.0)	8
計	2,342,461 (100.0)	2,356,392 (99.9)	13,931
譲 渡 性 貯 金	－ (－)	1,180 (0.1)	1,180
合 計	2,342,461 (100.0)	2,357,572 (100.0)	15,111

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金期末残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	109 (0.0)	47 (0.0)	△ 62
証書貸付	223,488 (94.5)	218,815 (94.9)	△ 4,673
当座貸越	13,000 (5.5)	11,657 (5.1)	△ 1,343
割引手形	－ (－)	－ (－)	－
合 計	236,599 (100.0)	230,521 (100.0)	△ 6,078

注) () 内は構成比です。

●科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	109 (0.0)	74 (0.0)	△ 35
証書貸付	230,299 (96.2)	221,019 (95.9)	△ 9,280
当座貸越	9,052 (3.8)	9,400 (4.1)	348
割引手形	－ (－)	－ (－)	－
合 計	239,461 (100.0)	230,494 (100.0)	△ 8,967

注) () 内は構成比です。

●貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	162,878 (68.8)	158,857 (68.9)	△ 4,021
変動金利貸出	73,722 (31.2)	71,664 (31.1)	△ 2,058
合 計	236,599 (100.0)	230,521 (100.0)	△ 6,078

注) () 内は構成比です。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金等	6,118	6,389	271
有価証券	40	29	△ 11
不動産	－	－	－
不動産	2,426	1,668	△ 758
その他担保物	6,611	4,952	△ 1,659
計	15,196	13,041	△ 2,155
農業信用基金協会保証	14	40	26
その他保証	443	295	△ 148
計	457	335	△ 122
信用	220,944	217,144	△ 3,800
合 計	236,599	230,521	△ 6,078

●債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	515	487	△ 28
合 計	515	487	△ 28

注) 上記債務保証は、受託貸付金(日本政策金融公庫)に対するものです。

●貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設 備 資 金	3,779 (1.6)	2,736 (1.2)	△ 1,043
運 転 資 金	232,820 (98.4)	227,785 (98.8)	△ 5,035
合 計	236,599 (100.0)	230,521 (100.0)	△ 6,078

注) () 内は構成比です。

●貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	838 (0.4)	880 (0.4)	42
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	17,774 (7.5)	17,287 (7.5)	△ 487
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	1,630 (0.7)	1,630 (0.7)	0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	5,939 (2.5)	7,134 (3.1)	1,195
運 輸 ・ 通 信 業	3,590 (1.5)	4,050 (1.8)	460
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	9,339 (3.9)	9,271 (4.0)	△ 68
金 融 ・ 保 険 業	68,992 (29.2)	64,963 (28.2)	△ 4,029
不 動 産 業	9,218 (3.9)	8,632 (3.7)	△ 586
サ ー ビ ス 業	64,276 (27.2)	60,091 (26.1)	△ 4,185
地 方 公 共 団 体	53,192 (22.5)	55,965 (24.3)	2,773
そ の 他	1,808 (0.8)	615 (0.3)	△ 1,193
合 計	236,599 (100.0)	230,521 (100.0)	△ 6,078

注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

●主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農 業	815	859	44
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	42	58	16
果 樹 ・ 樹 園 農 業	6	5	△ 1
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	270	500	230
養 鶏 ・ 養 卵	496	286	△ 210
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	9	9
農 業 関 連 団 体 等	10,009	9,947	△ 62
合 計	10,825	10,807	△ 18

注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、貸出金の業種別残高(P57)の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	10,340	10,802	462
農 業 制 度 資 金	485	5	△ 480
農 業 近 代 化 資 金	485	5	△ 480
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	10,825	10,807	△ 18

注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	2,722	2,557	△ 165
そ の 他	—	—	—
合 計	2,722	2,557	△ 165

注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

●農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	3年度	60	8	—	48	57	
	4年度	31	0	—	29	29	
危険債権	3年度	905	335	8	560	904	
	4年度	364	299	6	58	364	
要管理債権	3年度	—	—	—	—	—	
	4年度	—	—	—	—	—	
	三月以上延滞債権	3年度	—	—	—	—	—
		4年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	3年度	—	—	—	—	—
		4年度	—	—	—	—	—
小計	3年度	965	344	8	609	961	
	4年度	395	299	6	87	393	
正常債権	3年度	236,232					
	4年度	230,706					
合計	3年度	237,198					
	4年度	231,102					

注) 1. 対象債権は、貸出金、未収利息、仮払金、債務保証見返です。

2. それぞれの債権の内容は次のとおりです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(3) 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

(4) 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

(5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

(6) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、(1)、(2)、(4)、(5)に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和3年度					令和4年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	704	677	—	704	677	677	628	—	677	628
個別貸倒引当金	1,147	609	42	1,104	609	609	87	17	591	87
合 計	1,851	1,286	42	1,808	1,286	1,286	716	17	1,268	716

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	42	17

注) 上記の償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額です。

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	417,359 (51.5)	411,662 (46.7)	△ 5,697
地 方 債	25,923 (3.2)	18,994 (2.2)	△ 6,929
社 債	162,454 (20.0)	141,999 (16.1)	△ 20,454
株 式	11,369 (1.4)	12,092 (1.4)	723
外 国 証 券	47,652 (5.9)	129,792 (14.7)	82,139
受 益 証 券	145,651 (18.0)	166,611 (18.9)	20,960
合 計	810,411 (100.0)	881,153 (100.0)	70,742

注) () 内は構成比です。

●種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国 債	395,342 (53.8)	429,518 (49.4)	34,175
地 方 債	32,525 (4.4)	21,664 (2.5)	△ 10,860
社 債	151,938 (20.6)	165,115 (19.0)	13,176
株 式	5,634 (0.8)	6,229 (0.7)	594
外 国 証 券	29,051 (4.0)	96,819 (11.1)	67,767
受 益 証 券	120,274 (16.4)	150,600 (17.3)	30,326
合 計	734,767 (100.0)	869,948 (100.0)	135,180

注) () 内は構成比です。

●保有有価証券の利回り

(単位:%)

種 類	令和3年度	令和4年度
国 債	0.76	0.77
地 方 債	0.66	0.59
社 債	0.66	0.70
株 式	4.59	4.83
外 国 証 券	0.79	0.99
受 益 証 券	1.00	0.62
以 上 平 均	0.81	0.78

●商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

●有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	19,108	41,300	30,326	14,459	—	312,165	—	417,359
地 方 債	623	1,491	1,741	3,768	2,612	15,685	—	25,923
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,503	12,993	9,800	22,752	68,745	30,475	11,182	162,454
株 式	—	—	—	—	—	—	11,369	11,369
外国債券	8,195	10,363	6,376	6,981	12,362	3,373	—	47,652
受益証券	1,397	12,366	29,904	14,651	34,171	1,006	52,153	145,651
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
種 類	令和4年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	24,175	32,334	28,181	—	—	326,971	—	411,662
地 方 債	459	1,206	3,267	1,268	1,903	10,888	—	18,994
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,420	9,357	12,006	29,968	28,772	45,118	10,355	141,999
株 式	—	—	—	—	—	—	12,092	12,092
外国債券	15,883	25,588	35,042	18,223	29,906	5,147	—	129,792
受益証券	1,347	24,574	41,575	15,456	21,365	10,970	51,320	166,611
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券等の時価情報等

●有価証券の時価情報

①その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,506	5,111	5,395	10,157	4,426	5,731
	債券	288,378	277,045	11,332	191,421	184,524	6,896
	国債	236,790	226,245	10,544	168,089	161,560	6,529
	地方債	7,816	7,594	222	1,998	1,899	98
	社債	43,771	43,205	565	21,333	21,064	268
	その他	97,585	87,562	10,022	103,944	94,966	8,977
	外国証券	7,858	7,781	77	27,531	27,145	385
	受益証券	89,726	79,780	9,945	76,412	67,821	8,591
	小 計	396,469	369,719	26,750	305,523	283,918	21,605
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	863	995	△ 132	1,934	2,027	△ 92
	債券	317,358	325,509	△ 8,150	381,234	402,574	△ 21,339
	国債	180,569	186,885	△ 6,316	243,572	259,724	△ 16,151
	地方債	18,106	18,639	△ 532	16,996	18,142	△ 1,146
	社債	118,682	119,985	△ 1,302	120,666	124,707	△ 4,041
	その他	95,718	101,122	△ 5,403	192,460	202,658	△ 10,197
	外国証券	39,794	40,611	△ 817	102,260	104,936	△ 2,675
	受益証券	55,924	60,510	△ 4,586	90,199	97,721	△ 7,522
	小 計	413,941	427,628	△ 13,686	575,630	607,260	△ 31,629
合 計	810,411	797,347	13,063	881,153	891,178	△ 10,024	

有価証券等の時価情報等

●金銭の信託の時価情報

①その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	33,380	31,500	1,880	1,885	△ 4	57,375	56,503	872	1,666	△ 794

注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

●デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

経営諸指標

●利益率

(単位:%)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.14	0.16	0.02
純資産経常利益率	3.07	3.69	0.62
総資産当期純利益率	0.13	0.16	0.03
純資産当期純利益率	2.91	3.58	0.67

- 注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率 (期末)	10.07	9.77	△ 0.30
貯貸率 (期中平均)	10.22	9.78	△ 0.44
貯証率 (期末)	34.49	37.34	2.85
貯証率 (期中平均)	31.37	36.90	5.53

- 注) 1. 貯金には、譲渡性貯金が含まれています。
 2. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 ÷ 貯金残高 × 100
 3. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100
 4. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 ÷ 貯金残高 × 100
 5. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100

●役務取引の状況

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和3年度	令和4年度
役 務 取 引 等 取 益	237	233
為 替 業 務	24	24
代 理 業 務	15	13
電 算 受 託 業 務	7	7
そ の 他	189	188
役 務 取 引 等 費 用	146	168
為 替 業 務	3	3
代 理 業 務	5	4
そ の 他	138	159

●その他事業収益の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和3年度	令和4年度
受 取 助 成 金	—	6
国 債 等 債 券 売 却 益	107	20
受 取 出 資 配 当 金	1,281	1,281
合 計	1,388	1,308

●経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	令和3年度	令和4年度
人 件 費	1,417	1,425
役 員 報 酬	62	62
給 料 手 当	979	988
福 利 厚 生 費	203	209
退 職 給 付 費 用	93	86
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	14	14
賞 与 引 当 金 繰 入	64	64
物 件 費	1,208	1,081
事 業 推 進 費	470	336
債 権 管 理 費	11	9
旅 費 ・ 交 通 費	9	15
業 務 費	335	340
負 担 金	189	189
施 設 費	188	186
雑 費	2	4
税 金	96	96
経 費 合 計	2,722	2,603

受託業務・為替業務・証券業務等

●受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受託先	令和3年度	令和4年度
日本政策金融公庫	2,733	2,566
うち国民一般向け業務	11	9
うち農林水産業者向け業務	2,722	2,557
住宅金融支援機構	6,561	5,804
福祉医療機構	68	57
合計	9,363	8,429

●内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込 (件数) 金額	(1,371,463)	(48,953)	(1,356,773)	(46,431)
	763,307	451,786	875,479	545,496
代金取立 (件数) 金額	(254)	(200)	(264)	(169)
	421	288	466	287
雑為替 (件数) 金額	(10,133)	(13,117)	(10,098)	(12,102)
	1,983	15,582	2,021	13,574

●公共債の引受額

該当する取引はありません。

●公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません。

●公共債のディーリング実績

該当する取引はありません。

●外貨建資産の残高

該当する取引はありません。

自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題と位置づけ、「自己資本計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき、バーゼルⅢの適用内容を勘案した自己資本対策として内部留保の積み上げ等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、12.42%（前年度13.22%）となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資金、劣後ローン（劣後特約付借入金）により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	250億円（前年度250億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	210億円（前年度210億円）

劣後ローン

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	36億円（前年度73億円）
弁済期限	令和6年3月28日
一定の事由が生じた場合に弁済等を可能とする特約	あり（※1）

※1. 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合に、1ヵ月前までの事前通知により、弁済期限までの残存期間5年となった時点の利息支払期日、および以降の利息支払期日に、いつでも弁済可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●単体自己資本の構成

(単位:百万円,%)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる会員資本の額	112,397	114,132
うち、出資金および資本準備金の額	46,173	46,173
うち、再評価積立金の額	15	15
うち、利益剰余金の額	68,601	70,337
うち、外部流出予定額(△)	2,392	2,393
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,584	7,536
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	7,584	7,536
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	7,348	3,674
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	127,330	125,343
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く。)の額の合計額	1	1
うち、のれんにかかるものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	1	1
繰延税金資産(一時差異にかかるものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目にかかる10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目にかかる15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異にかかるものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本にかかる調整項目の額 (ロ)	1	1
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	127,328	125,341
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	951,527	997,418
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 745	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 745	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,340	11,297
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	962,867	1,008,716
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.22%	12.42%

- 注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

●自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	3,723	—	—	2,518	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	413,719	—	—	421,852	—	—
我が国の地方公共団体向け	79,484	—	—	76,065	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	581	116	4	571	114	4
地方公共団体金融機構向け	3,200	320	12	3,200	320	12
我が国の政府関係機関向け	3,012	301	12	—	—	—
地方三公社向け	4,314	274	10	3,987	264	10
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,552,007	310,874	12,434	1,476,445	295,363	11,814
法人等向け	245,667	139,193	5,567	215,997	118,836	4,753
中小企業等向けおよび個人向け	5	3	0	3	2	0
抵当権付住宅ローン	1	0	0	1	0	0
不動産取得等事業向け	196	195	7	97	97	3
三月以上延滞等	60	5	0	31	1	0
取立未済手形	6	1	0	4	0	0
信用保証協会等による保証付	14	1	0	40	4	0
出資等	8,796	8,796	351	8,634	8,634	345
（うち出資等のエクスポージャー）	8,796	8,796	351	8,634	8,634	345
上記以外	157,130	379,351	15,174	197,373	451,379	18,055
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	33,978	84,946	3,397	45,780	114,451	4,578
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	111,640	279,101	11,164	111,644	279,111	11,164
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	—	—	—	215	538	21
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分にかかるエクスポージャー）	7,585	11,377	455	35,091	52,636	2,105
（うち上記以外のエクスポージャー）	3,925	3,925	157	4,642	4,642	185
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	229,613	112,836	4,513	318,160	122,398	4,895
（うちロックスルー方式）	229,613	112,836	4,513	318,160	122,398	4,895
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—	745	29	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,701,537	951,527	38,061	2,724,986	997,418	39,896
合計(信用リスク・アセットの額)	2,701,537	951,527	38,061	2,724,986	997,418	39,896
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	11,340	453	11,297	451		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	962,867	38,514	1,008,716	40,348		

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 $\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉} \times \text{〈粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。
- 具体的には、当会は、信用リスクを適切にコントロールするために、内部格付による管理、自己査定による管理、個別審査による管理、各種与信上限額設定による管理等の実施と、ポートフォリオ全体のリスクバランスをコントロールするために、保有資産の信用リスク量を計測する等、信用リスクの管理を行っています。
- また、当会は、リスク管理の方法やリスクテイクの具体的方針等についてリスクマネジメント委員会において検討・協議するとともに、毎月開催するリスク関連打合せにおいてポートフォリオの実態把握および統合的リスク管理状況の分析等を行い、リスクマネジメント委員会や理事会に報告する体制をとっています。
- 個別審査による管理については、フロントセクションから独立した審査部門による個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次審査の実施を通じてデフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンの確保を図っています。
- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき次のとおり計上しています。
- 自己査定結果の債務者区分が正常先債権および要注意先債権については、債権額に過去3算定期間の貸倒実績率の平均値に基づき計算した予想損失率を乗じて今後1年間（要注意債権のうち要管理先については3年間）の予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし、予想損失額として算定した引当額が将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、平成9年度以降の各年度の期首において正常先、要管理先およびその他の要注意先に属する全債権累計額を分母とし、その分母の額のうち、毀損した累計額を分子として過去の累積実績率を算出し、対象債権の額に累積実績率を乗じて算出した額を計上しています。
- 自己査定結果の債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権等については、債務者ごとに算出する予想損失額を個別貸倒引当金として計上しています。
- 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュフローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額を計上しています。
- 実質破綻先債権および破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額との差額を計上しています。
- すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、自己査定実施部署が自己査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が自己査定結果を監査しており、その自己査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

●標準的手法に関する事項

- 当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
- また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。
- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

●信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	2,454,153	331,193	601,427	-	60	2,348,634	349,227	585,956	-	31
国外	14,938	-	14,938	-	-	53,018	-	53,018	-	-
地域別残高計	2,469,092	331,193	616,366	-	60	2,401,653	349,227	638,975	-	31
法人	農業	816	816	-	-	860	860	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	61,989	15,127	43,449	-	40	45,736	15,211	26,993	29
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	29,610	10,752	18,494	-	-	25,101	10,198	14,539	-
	電気・ガス 熱供給・水道業	24,170	5,939	17,431	-	-	27,253	7,137	19,317	-
	運輸・通信業	33,730	4,590	27,260	-	-	24,842	4,050	19,284	-
	金融・保険業	1,727,303	162,934	57,843	-	-	1,691,347	183,895	108,640	-
	卸売・小売・飲食 サービス業	88,385	75,772	11,314	-	17	79,023	69,929	7,703	-
	日本国政府 地方公共団体	493,642	53,651	439,991	-	-	498,207	56,281	441,925	-
上記以外	1,692	1,110	581	-	-	1,826	1,254	571	-	
個人	498	498	-	-	2	407	407	-	-	2
その他	7,252	-	-	-	-	7,046	-	-	-	-
業種別残高計	2,469,092	331,193	616,366	-	60	2,401,653	349,227	638,975	-	31
1年以下	1,515,587	70,911	26,595	-	/	1,419,548	107,564	31,619	-	/
1年超3年以下	120,285	62,554	57,730	-	/	144,377	58,914	55,463	-	/
3年超5年以下	89,195	49,425	39,770	-	/	104,067	44,158	59,908	-	/
5年超7年以下	66,646	23,959	42,686	-	/	73,104	36,997	36,107	-	/
7年超10年以下	112,973	44,684	68,289	-	/	63,972	28,763	35,209	-	/
10年超	370,360	277	370,083	-	/	410,872	1,222	409,650	-	/
期限の定めのないもの	194,042	79,379	11,211	-	/	185,710	71,606	11,017	-	/
残存期間別残高計	2,469,092	331,193	616,366	-	/	2,401,653	349,227	638,975	-	/

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

●貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(1) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	704	677	—	704	677	677	628	—	677	628
個別貸倒引当金	1,147	609	42	1,104	609	609	87	17	591	87

(2) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用	その他	目的使用	その他								
法人	農業	—	4	—	—	4	—	4	2	—	4	2	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	125	73	42	83	73	42	73	72	—	73	72	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,000	500	—	1,000	500	—	500	—	—	500	—	—
	電気・ガス 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	17	28	—	17	28	—	28	10	17	11	10	17
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	3	2	—	3	2	—	2	1	—	2	1	—	
合計	1,147	609	42	1,104	609	42	609	87	17	592	87	17	

注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

●信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和3年度			令和4年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	500,581	500,581	—	503,272	503,272
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	6,227	6,227	—	3,240	3,240
	20%	29,214	1,557,663	1,586,878	34,484	1,487,485	1,521,969
	35%	—	1	1	—	1	1
	50%	161,857	2,218	164,075	132,634	1,732	134,367
	75%	—	4	4	—	3	3
	100%	21,803	44,150	65,953	17,045	40,707	57,753
	150%	—	7,585	7,585	—	35,091	35,091
	250%	—	145,122	145,122	—	157,640	157,640
その他	—	—	—	—	—	—	
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計		212,874	2,263,556	2,476,430	184,164	2,229,176	2,413,340

注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は不動産です。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	2,941	—	—	2,666	—
金融機関および 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	2,401	—	—	4,409	—
中小企業等向けおよび個人向け	—	0	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	4,507	—	—	6,514	—
合 計	—	9,851	—	—	13,590	—

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し、または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し、または資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、余裕金運用規程に基づき運用限度額を設定し、運用しています。

なお、長期決済期間取引は、行っていません。

●派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和3年度

該当する取引はありません。

令和4年度

該当する取引はありません。

●与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーの取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

当会は、証券化取引においては証券化案件を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補充の提供者等）を担うことはありません。

証券化エクスポージャーの取得、管理については、「証券化案件にかかる管理要領」において、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理等の取扱いについて整備し、リスクを確実に認識し、評価・計測し、市場動向、裏付資産の内容、構造上の特性、格付情報等のリスク特性についてリスクマネジメント委員会等へ報告するための体制を構築しています。

また、「余裕金運用商品の取得基準」において、格付および残存期間別に取得限度を定めて、取得基準に該当しない場合や過大なリスクテイクやリスクの偏り等の問題が生じた場合の取扱いについて整備しています。

なお、証券化案件は、①裏付資産が生み出すキャッシュ・フローにかかるリスクと②オリジネーターやサービサー等にかかるリスクがあります。

●体制の整備およびその運用状況の概要

体制の整備およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件の取得については、資金証券部および融資営業部（フロント部署）が投資案件にかかる商品性および裏付資産におけるリスクの分析、情報の取得状況の確認等の一次審査を行い、デューデリジェンス資料を作成し、リスク審査部（審査担当・とりまとめ報告部署）がリスクバッファの厚みや余裕度の確認および評価等を行い、投資案件にかかる取得可否を審査し、リスクマネジメント委員会等へ報告する体制をとっています。

また、期中管理も同様にモニタリング資料により妥当性を検証し、定期的に会議体に報告する体制をとっています。

●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

●信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

●当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

当会は証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引を行っていません。

●当会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

該当する子会社等および関連法人等はありません。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

●内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

●当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

当会では該当する取引はありません。

●当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

当会では該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当会の「リスク管理の基本方針」において、管理を要するリスクとして「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「情報漏洩リスク」「業務継続リスク」「風評リスク」等オペレーショナル・リスクを定義した上で、全体リスク管理としてオペレーショナル・リスク相当額を計測するとともに、事務処理を行っていく上で必要となる事務手続き・マニュアル類の整備のほか、「コンプライアンス・マニュアル」「自主検査実施要領」「事業継続計画」に基づいた個別リスク管理を実施しています。

また、オペレーショナル・リスクの情報については、リスクマネジメント統括部署で一元管理するとともに、リスク管理担当部署と連携し、オペレーショナル・リスクの発生原因等の分析・評価を行い、必要に応じ「リスクマネジメント委員会」において対策を協議することとしています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○株式について

「余裕金運用規程」において、株式に運用する余裕金の総額は直近6か月間における貯金および定期積金の合計額の平均残高のおおむね100分の3以内とするとしており、詳細については、「余裕金運用商品の取得基準」において、株式の取得基準として1銘柄あたりの取得限度を定めています。

○出資について

出資については、系統あるいはJAグループ関連の法人や団体に対して行っています。一般の事業会社への出資については、農協法上の禁止規定はないものの、定款において「会の事業を行うため必要がある場合に認める」としており、総会の議決事項として非常に重い判断として位置付けています。現在、系統あるいはJAグループ関連の法人や団体以外の一般の事業法人への出資はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	11,369	11,369	12,092	12,092
非上場	90,052	90,052	89,548	89,548
合計	101,422	101,422	101,641	101,641

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

●出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	0	-	33	32	-	32
非上場	-	-	-	294	-	-
合計	0	-	33	326	-	32

●貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	5,395	132	5,731	92
非上場	-	-	-	-
合計	5,395	132	5,731	92

●貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	229,613	318,160
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当会は、リスクマネジメント委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次でIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等による削減は行っていませんが、銀行勘定金利リスクモニタリング基準に基づく金利リスクのモニタリングおよび適正な管理に努めています。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショックを適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期への割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

当社は、外貨建資産が資産の5%に満たないため、円貨として金利リスクを算定しています。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの主な変動要因は、貸出金および有価証券等の運用部門の残高増加によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

統合的リスク管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	68,609	69,443	3,897	4,670
2	下方パラレルシフト	Δ 35,987	Δ 60,854	Δ 4	Δ 402
3	ス テ ィ ー プ 化	58,214	58,609		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	68,609	69,443	3,897	4,670
		令和3年度		令和4年度	
8	自 己 資 本 の 額	127,328		125,341	

- 注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得たスティープ化に関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

● 役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

経営管理委員（非常勤）および監事（非常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬の1種類で、理事（常勤）および監事（常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類です。また、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	62	14

- 注) 1. 対象役員は、経営管理委員7名、理事4名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)
 2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額<14,060,000円>と支給額のうち当年度の負担に属する金額<0円>)によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

・役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の正会員から選出された委員6人および学識経験者委員3人の9人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

・役員退職慰労金

役員退職慰労金については、総会で役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金算定基準に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

○役員報酬審議会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および役員報酬審議会等の会議の開催回数

令和4年度中に、当会では、役員報酬審議会を1回開催しております。委員への報酬の支払はありません。

○報酬等に関する方針について

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として、福岡県内JAの事業運営をサポートするとともに、県域をエリアとする農業専門金融機関として、かつ協同組織の地域金融機関として県内JAと一体となって、組合員および利用者の皆さまから信頼される事業運営に努め、地域の農業および経済の発展に貢献することを目的としており、この実現を目指すことが可能となるように役員報酬制度を設計しています。

○「対象役員」の報酬等に関する方針

当会の役員報酬については協同組織の県段階組織・農業専門金融機関としての当会の特性、系統団体や他業態の動向を踏まえ役位等に応じた固定報酬のみで設計しており、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

また、役員退職慰労金については、役員報酬に所定の係数を乗じて得た額にて算定されます。

● 職員等

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

- 注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

● その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

農業協同組合法施行規則第 204 条関連

1	概況及び組織に関する事項	
	(1) 業務の運営の組織	33 ページ
	(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	32 ページ
	(3) 事務所の名称及び所在地	33 ページ
	(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	33 ページ
2	主要な業務の内容	26～29 ページ
3	主要な業務に関する事項	
	(1) 直近の事業年度における事業の概況	6～7 ページ
	(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
	a 経常収益	52 ページ
	b 経常利益又は経常損失	52 ページ
	c 当期剰余金又は当期損失金	52 ページ
	d 出資金及び出資口数	52 ページ
	e 純資産額	52 ページ
	f 総資産額	52 ページ
	g 貯金等残高	52 ページ
	h 貸出金残高	52 ページ
	i 有価証券残高	52 ページ
	j 単体自己資本比率	52 ページ
	k 剰余金の配当の金額	52 ページ
	l 職員数	52 ページ
	(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
	a 主要な業務の状況を示す指標	52～53 ページ
	b 貯金に関する指標	54 ページ
	c 貸出金等に関する指標	55～59 ページ
	d 有価証券等に関する指標	60～61 ページ
4	業務の運営に関する事項	
	(1) リスク管理の体制	10～12 ページ
	(2) 法令遵守の体制	13～17 ページ
	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	18～25 ページ
	(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15 ページ
5	直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	36～50 ページ
	(2) 債権にかかる額及びその合計額	
	a 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	58 ページ
	b 危険債権に該当する債権	58 ページ
	c 三月以上延滞債権に該当する債権	58 ページ
	d 貸出条件緩和債権に該当する債権	58 ページ
	(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	59 ページ
	(4) 自己資本の充実の状況	66～68 ページ
	(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
	a 有価証券	62 ページ
	b 金銭の信託	62 ページ
	c デリバティブ取引	62 ページ
	d 金融等デリバティブ取引	62 ページ
	e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	62 ページ
	(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	71 ページ
	(7) 貸出金償却の額	71 ページ
	(8) 会計監査人の監査を受けている旨	51 ページ

農業協同組合法施行規則第 207 条

役員等の報酬体系	80 ページ
----------	--------

索引

当会の概要や経営・財務の情報ははじめ、JAバンク福岡の各種お知らせはインターネットでご覧いただくことができます。



JA福岡信連のホームページアドレス

<http://www.jabankfukuoka.or.jp/ken/>



JAバンク福岡のホームページアドレス

<http://www.jabankfukuoka.or.jp>



令和5年7月発行
編集 福岡県信用農業協同組合連合会
〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目10番12号
電話 092(711)3535(代)